

四万十市放課後児童クラブ・放課後子ども教室・児童館運営業務公募型プロポーザルに対する質問への回答
 ※赤文字は別添の「回答に関する参考資料」の名称です。

	質問項目	質問No.	質問	回答
①	放課後児童クラブ 事業関係	1	2023年度の年間の保護者負担金の合計金額をご教示ください。	12月末現在の合計金額は14,235,200円です。 内訳は「01.令和5年4月～12月放課後児童クラブ保護者負担金」をご参照ください。
		2	土曜日と長期休暇時の開所日数実績を分けてご教示ください。	土曜日と長期休暇を区分した実績を集計していないため、明示できませんが、「02.令和5年度放課後児童健全育成事業計画書」をご参照いただき、令和5年度の土曜日と長期休暇の開所計画をご確認ください。
		3	開所時間が現在、クラブにより異なっていますが、統一されるのでしょうか？	統一する予定はありません。各校区の保護者ニーズに合わせた開所時間となっていますので、時間変更は保護者と市と事業者の3者協議で決定することとなります。
		4	昨年度の決算状況をご報告ください。	「03.令和4年度放課後児童クラブ報告書」をご参照ください。
		5	【仕様書】5業務内容（7）について放課後児童クラブ運営委員会の設置目的や開催頻度、構成メンバー等について教えてください。	運営委員会は、事業の実施内容についての意見をいただいたり、こちらから提案し検討していただくことを目的に、年1回程度の開催を考えてます。 構成メンバーは、保護者の代表とします。
		6	【運営基準】5放課後児童クラブの実施方法等（7）に、感染症罹患の有無を発見するため、健康診断を受診するように努めるものと記載されているが、具体的な内容を教えてください。	労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）第66条および労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）第44条に基づいた定期健康診断の実施をお願いします。
		7	【実施要領】5企画提案書及び見積書について（3）参考見積書・見積内訳書の留意事項イについて全体管理費運営費用は放課後児童クラブ事業に計上することと記載されていますが、上限額はどの程度でしょうか？	全体管理費運営費用に上限額の指定はありません。
		8	【運営指針】6労働環境整備（3）に、放課後児童支援員の労災保険、厚生保険、雇用保険への加入とありますが、現在の加入割合を教えてください。	保険の加入については、雇用されている支援員の勤務状況により異なることから、加入状況に関する全ては把握できていません。
		9	【運営指針】2衛生管理及び安全対策（3）防災及び防犯対策に、災害等の発生に備えて必要な施設設備を設けるとありますが、現在どのような施設設備がありますか。（ヘルメットや防災用品等）教えてください。	別添、「04.令和5年度取組状況調査」をご参照ください。
②	放課後子ども教室 事業関係	10	現在のシフトをご教示ください。	放課後子ども教室の「05.令和5年12月放課後子ども教室出勤簿」をご参照ください。
		11	現在の活動プログラム内容をご教示ください。	学習活動の見守りのほか、長期休暇は木工教室や川遊び等を行っています。
		12	現在の職員の賃金をご教示ください。	各運営委員会が委託費の範囲で設定しているものですが、支援員の1時間あたりの謝金はおよそ1,000円です。
		13	開所時間が現在、教室により異なっていますが、統一されるのでしょうか？	統一する予定はありません。各校区の保護者ニーズに合わせた開所時間となっていますので、時間変更は保護者と市と事業者の3者協議で決定することとなります。
		14	運営基準の別表にごございます協働活動支援員等の実績をご教示ください。	「06.令和4年度放課後子ども教室運営経費」及び「07.令和4年度放課後学びの場充実事業実績報告書」をご参照ください。 なお、令和6年度からは高知県単独補助「放課後学びの場充実事業」のは活用せず、「放課後子ども教室推進事業」に一本化します。
		15	昨年度の決算状況をご報告ください。	「06.令和4年度放課後子ども教室運営経費」及び「07.令和4年度放課後学びの場充実事業実績報告書」をご参照ください。
		16	【仕様書】5業務内容（8）について放課後子ども教室運営委員会の設置目的や開催頻度、構成メンバー等について教えてください。	運営委員会は、事業の実施内容についての意見をいただいたり、こちらから提案し検討していただくことを目的に、年1回程度の開催を考えてます。 構成メンバーは、保護者の代表とします。
		17	【運営基準】（別表）では、運営に携わる人員は学習支援員、協働活動支援員、協働活動サポーターなど7種類以上ありますが、現在、主に携わっている方はどれに該当するか。 仮に全員が学習指導員で1時間あたり謝金2,200円を支払うとしたら、お示しの委託料では運営が困難です。そのような想定ではないという認識でよいか。	現在の運営は、協働活動支援員のみです。なお、四万十市放課後子ども教室運営基準（別表）はそれぞれの謝金単価等の上限を示したものですので、ご留意ください。
		18	【運営基準】（別表）では、「※6校外学習や部活動の大会への引率等、地域の協力者が本事業の活動を行う上で必要となる交通費」と記載されていますが、そのような活動実績はありますか？	活動実績はありません。
		19	謝金について 活動に応じた謝金を支払うこととしますが、その際、源泉徴収は必要でしょうか。	原則として源泉徴収を行ってください。
		20	学校の余裕教室を活用してとありますが、子ども教室の使用料(賃借料)や光熱費、通信費等は委託費に含まれないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		21	推進委員等の活動時や通勤時におけるケガなどに対しての保険の内容及び加入範囲など現在の状況を教えてください。	損害保険及び傷害保険の加入は必須としておりますが、各施設の状態や利用者の状況により条件が異なることから、各運営委員会が必要な内容を検討して加入していただいています。なお、補償内容に指定はありません。

四万十市放課後児童クラブ・放課後子ども教室・児童館運営業務公募型プロポーザルに対する質問への回答

※赤文字は別添の「回答に関する参考資料」の名称です。

質問項目	質問No.	質問	回答
③ 放課後児童クラブ 及び放課後子ども 教室について	22	現在の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の運営は、公設民営の形態で、保護者が組織する運営委員会の運営と理解しています。民間へ業務委託するにあたり、保護者や職員への説明や、説明に対する意見や要望等、可能な範囲で教えてください。	令和5年9月13日に運営委員会及び支援員に向け、運営体制の見直しに関する説明を行い、意見交換を行いました。当日の内容につきましては、「08_令和6年度の運営体制に向けた意見交換会議事録」をご参照ください。
	23	現在、雇用されている職員は、支援員として市に登録後、各運営委員会へ紹介、各運営委員会で面接等を経て採用と四万十市ホームページに示されていますが、業務委託後の職員の採用の流れは同様ですか？	現在は、各学校で実施している放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は各運営委員会に委託をしていることから、一元化された窓口がありません。そのため、児童クラブ等での勤務を希望する者が市に相談に来た際には、一旦受付（登録）を行い各運営委員会に紹介をしています。来年度以降は、窓口が一元化されることから、市への登録は行わず受託者を紹介するようになります。
	24	【仕様書】5業務内容(2)について コーディネーターの配置について、各学級・教室の運営を円滑に行うことを目的に2名以上のコーディネーターを配置するとありますが、非常勤兼務でよいでしょうか？(支援員との兼務は可能でしょうか?)なお、様式5-2に記載する業務責任者も、非常勤兼務で可能でしょうか?	ご質問で示された配置は可能ですが、職員配置に関しては審査項目となっていることを踏まえ、各運営基準に則った実施予定の雇用計画についてお示しください。
	25	【仕様書】5業務内容(12)について 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室において、利用者に適切におやつを提供することとありますが、1人あたりおおよそ月幾らか教えてください。また、放課後子ども教室は飲食物等委託費対象外とありますが保護者からの徴収(実費)という認識でよろしいですか。	おやつ提供(種類・方法・単価等)については、指定はありません。放課後子ども教室の飲食物等は、お見込みのとおり利用者からの徴収をお願いします。
	26	現在のシフトをご教示ください。	開館時間内は2名の児童厚生員を配置しています。令和5年度は、毎日勤務の者が2名、おおよそ2日に1日勤務の者が2名となっています。
④ 児童館	27	現在の職員の賃金をご教示ください。	個人の賃金の額につきましては公開することができません。なお、令和4年度の児童厚生員への支払報酬総額は3,466,594円です。
	28	昨年度の収支状況をご報告ください。	令和4年度児童館運営費支出総額は4,975,561円です(児童館長の給与等除く。施設維持管理費を含む。)。児童館関連の歳入は0円です。
	29	現在の児童館の運営は、公営の形態ですが、民間への業務委託にあたり、児童館運営協議会や地域住民等への説明や、説明に対する意見や要望等、可能な範囲で教えてください。	令和5年7月14日に令和5年度児童館運営協議会を開催し、委員に対し民間委託の説明を行っておりますが、それに対するご意見やご要望は承っておりません。 「09_令和5年度四万十市立児童館運営協議会議事録」をご参照ください。
	30	【仕様書】5業務内容(9)について 児童館運営協議会の設置目的や開催頻度、構成メンバー等について教えてください。	児童館運営協議会は、児童館の適正な管理、児童館活動の充実化を目的に、年1回程度開催しています。構成メンバーは、市民代表、教育関係者、学識経験者、市の職員です。
	31	【仕様書】7開所日(開館日)、開所時間(開館時間)及び休館日について 児童館の開館時間は午前10時から午後5時までとありますが、児童厚生員2名は交代で1時間の休憩を与え、1日の勤務時間は6時間という考えでよろしいでしょうか?	児童館運営基準に従い、開館時には2名以上の児童厚生員を置くようにしてください。児童厚生員の一日の勤務時間は指定いたしません。児童厚生員には労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)第34条の規定に基づく休憩時間を与えるようにしてください。
	32	【仕様書】8費用【児童館】(3)について 事業者は、利用者から材料費等の実費を徴収することができるかとありますが、今現在までにどのようなものが対象としてありましたか。また金額はどの程度ですか、教えてください。	これまで、実費を徴収して実施した事業はありません。
	33	児童館に配置する児童厚生員は、常時2名以上配置することと記載されていますが、業務に支障がない範囲で兼務させることはできますか?	ご質問で示された配置は可能ですが、職員配置に関しては審査項目となっていることを踏まえ、各運営基準に則った実施予定の雇用計画についてお示しください。
	34	【運営基準】6児童館の運営委託料(6)施設維持費によると、小規模な修繕等は事業者負担となりますが、対象となる範囲(金額等)がございましたら教えてください。	金額の設定はございません。修繕が必要となった際には協議のうえ対応となります。
	35	【運営基準】6児童館の運営委託料(7)その他の経費イ事業の講師謝金は計上することができるかとありますが、謝金としての金額の範囲がございましたらおしえてください。	金額の設定はございません。
	36	【運営基準】6児童館の運営委託料(7)その他の経費ウ飲食物費及び交際費に該当する経費は対象外、とありますが、事業内で行うイベント等で発生する飲食物につきましてはどのようになりますか。	飲食物が必要となるイベントを実施する際には、参加者より実費の徴収を行ってください。

四万十市放課後児童クラブ・放課後子ども教室・児童館運営業務公募型プロポーザルに対する質問への回答
 ※赤文字は別添の「回答に関する参考資料」の名称です。

	質問項目	質問No.	質問	回答
⑤	参加手続き・見積	37	参加表明をするにあたり、提出する登記簿謄本は全部事項証明書（履歴事項証明書）でよいか。	全部事項証明書（履歴事項証明書）の提出で結構です。
		38	【様式】（別紙3）について金額欄の欄外に（税込）と記載されていますが、見積内訳書の放課後児童クラブと児童館については、注1）本業務は非課税とすると記載がありません。区別する必要はありませんか？	別紙3には区別をせずに合計額を記載してください。
		39	【様式】（別紙3-1～3-9）について見積内訳書の作成にあたり参考とさせていただいたのですが、令和4年度の予算書及び決算書の開示は可能でしょうか？基準配置以上の職員を配置していると思われていますが、その数や一人あたりの勤務時間等が分からず、給与や賞与、社会保険料等の試算がしづらいです。また、人件費以外の支出がどのような科目でどの程度の金額なのかも参考にさせていただきたいです。	別添の「 10 令和4年度放課後児童クラブ決算書 」及び「 06 令和4年度放課後子ども教室運営経費 」をご参照ください。
⑥	雇用・保険・研修	40	職員健診の実績を教えてください。	児童館職員については、短期人間ドックもしくは市が準備する定期健康診断を年に1回受診しています。放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については把握していません。
		41	現在、雇用されている職員の継続雇用の意向確認は可能か。	可としますが、意向確認の時点で雇用権を有しているという誤解を招かないよう留意してください。なお、市で意向確認を行う予定はございません。
		42	【仕様書】5業務内容（6）について職員及び利用者の傷害保険の加入及び支払手続き等について、委託費の対象としては、職員においては放課後児童クラブ・児童館・子ども教室、利用者においては放課後児童クラブ・児童館との認識でよろしいでしょうか。子ども教室の利用者においては、傷害保険は委託費対象外（登録児童より徴収）という認識でよろしいでしょうか。また、傷害保険及び損害賠償保険の範囲（加入しなければならない保険の内容とおよその費用）を教えてください。	3事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室、児童館）ともに職員にかかる保険料は委託費の対象です。児童にかかる保険料は利用者負担となります。なお、損害保険及び傷害保険の補償に関する指定はありません。
		43	職員研修の実績を教えてください。放課後児童クラブの補助員から放課後児童支援員になるための研修受講は出張扱いか。	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の職員の研修については、研修参加の勧奨をしておりますが、直接申し込み参加を行う研修も多いため全ては把握できておりません。また、児童館の職員については事項実績はありません。研修に参加に関しては、放課後児童クラブ及び児童館は、出張（勤務扱い）として構いませんが、放課後子ども教室は四万十市放課後子ども教室運営基準（別表）を参照してください。
⑦	施設整備等	44	各施設における支援員等の駐車場の使用について、施設内での無償利用が可能でしょうか。また有償の場合は月額どの程度の費用がかかっていますか。	放課後子ども教室支援員及び児童館職員は、現在は施設の駐車場を無償で利用しています。放課後児童クラブの職員については、民間の駐車場を借り上げているクラブもありますが、個人負担の有無など詳細は把握していません。月額等も不明ですが、総金額については、「 10 令和4年度放課後児童クラブ決算書 」をご参照ください。
		45	各放課後児童クラブ、各子ども教室、児童館における備品リストをお示しください。	市が保有し、各施設に配置している備品は、「 11 備品一覧 」のとおりです。なお、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は、現在の受託者である各運営委員会が購入した備品がある場合、後日引き渡しを受けることとなります。
⑧	運営について	46	放課後児童クラブでは安心メールを利用されておりますが、児童館及び放課後子ども教室においては利用しておりますか。また利用するとすると利用料は委託費対象となりますか。	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は、安心メールを利用していますが、児童館においては利用していません。放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の安心メール利用料は、市が負担しており、今後も市が支払います。今後、児童館が利用する場合、委託費から負担することは可とします（市が経費を負担する前提で整備を行う予定はありません）。
		47	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室、児童館の過去3年間に発生した事故および事故対応について、教えてください。	事故が発生した場合には、「 12 教育・保育施設等における事故の報告等について 」に基づき、所定の様式で報告していただいておりますが、過去3年間に該当となる事故は起こっていません。
		48	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室、児童館の過去3年間に発生した苦情および苦情対応について、教えてください。	過去3年間において、市で受理した苦情はございません。各クラブ等に直接寄せられた苦情等の対応内容については、報告を求めていますので記録がございません。

四万十市放課後児童クラブ・放課後子ども教室・児童館運営業務公募型プロポーザルに対する質問への回答

※赤文字は別添の「回答に関する参考資料」の名称です。

質問No.	質問	回答
1	【様式5-2 業務責任者について】 業務責任者の役割について教えてください。必要な資格等がありますか。	業務責任者とは、本業務を取り扱ううえでの最高責任者であり、委託業務全般の最終的な責任を負う方となります。着任にあたり必要な資格要件は求めません。
2	【様式5-3 職員の雇用計画について】 現在の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の運営の職員は、保護者が組織する各運営委員会の雇用と理解しています。令和6年3月31日に退職し、令和6年4月1日に新規採用とするものか。	お見込みのとおりです。
3	放課後児童クラブ職員の有給休暇の引継ぎはどのようにになりますか。	雇用契約に関する事項のため市が指示すべき事項ではありませんが、労働者（支援員及び補助員等）の要望も聞いていただき、休暇の取り扱いをご検討いただきたいと思います。
4	児童館職員は会計年度任用職員と認識していますが、現在の雇用契約は令和6年3月31日まででしょうか。	お見込みのとおりです。
5	放課後子ども教室で活動してくださる協働活動支援員等は雇用ではないと認識していますが、どのような契約になりますか。年間の活動内容・時間等を依頼文にし、承諾書を交すような形式ですか。	お見込みのとおり、協働活動支援員は雇用ではなく依頼により活動していただく形式となります。なお、依頼方法等に指定はありません。
6	【様式5-3 事業引継ぎについて】 プロポーザル実施要領に「運営準備期間 契約締結の翌日から令和6年3月31日」と記載されていますが、この期間が事業引継ぎ期間ですか。令和6年4月1日以降は保護者が組織する運営委員会は解散するものと想像しますが、4月1日以降に追って確認したい事項がある場合、どのように対応すればよいでしょうか。	お見込みのとおり、契約締結の翌日から令和6年3月31日が引継ぎ期間であり、4月1日からは現在運営を行っている運営委員会は解散となります。よって、業務引継ぎに関しては3月末までに終了していただくものですが、4月以降の問い合わせなどが必要であると判断される場合は、事業者における対応方針をご確認ください。
7	令和5年度までの会計は清算されると思いますが、令和6年度当初の運転資金はどのようにになりますか。	本事業の請負費は複数回の概算払いを行う予定としており、第1回目の支払を令和6年4月予定としています。
8	様式5-3 学校および関係機関との連携方法について 現在、どのような関係機関と連携や交流を図られていますか。	各児童クラブ、子ども教室については、それぞれが学校を始めとした関係機関と連携・交流を図っていますが、それぞれの詳細は把握していません。児童館については、校区である中村小学校及び中村南小学校と定例または不定期の会を行っているほか、隣接する子育て支援センターとの合同の避難訓練などを実施しています。
9	市と運営者間の連絡調整等を目的とした会議は開催していますか。	現在は、年に1～2回の頻度で運営委員会代表者及び支援員の代表に集まっていたり、運営に関する会議を行っています。
10	【様式6-1 利用申し込みの受付体制について】 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の利用児童の募集、申込方法、利用契約、待機児童の管理等、一連の流れを教えてください。また、令和5年度の待機児童数を教えてください。	利用申し込みは、現在各学級ごとに行われています。利用を希望する場合は申込書類に必要事項を記入し、各学級に提出していただきます。また、新入生は、小学校の就学児検診や学校説明会など、保護者が集まる場で申込方法を説明しています。待機児童については、定員に空白が出来た場合に順次受け入れをします。令和5年10月時点で、待機児童数は4人です。
11	【様式6-3 日常点検等の管理、通常活動時の安全対策、災害時の安全対策について】 「四万十市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第5条4項「その運営の内容について、自ら自己評価を行い、その結果を公表するように努めなければならない」とありますが、現在自己評価は実施されていますか？実施されているようでしたら、可能な範囲で教えてください。	現在の運営組織において、自己評価は実施できておりませんが、令和6年度以降は実施する予定です。
12	「四万十市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第6条「安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない」とありますが、現在の安全計画について可能な範囲で教えてください。また、各クラブ、教室、児童館の避難場所について教えてください。	安全計画については、令和6年3月末までに策定される予定です。避難場所については「 避難場所一覧 」をご覧ください。
13	「四万十市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第12条「事業継続計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずるようつとめなければならない」とありますが、現在事業継続計画は策定されていますか？策定されているようでしたら、可能な範囲で教えてください。	事業継続計画は、令和6年3月末までに策定される予定です。
14	「四万十市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第13条3項「必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない」とありますが、現在の管理について、可能な範囲で教えてください。	各運営委員会においてそれぞれ管理を行っています。
15	【様式6-3 おやつ提供時のアレルギー対応方針について】 現在、実施されているアレルギー対応について教えてください。	各運営委員会に委託しており、適切に対応していますが、対応内容は児童のアレルギー内容により異なるため、それぞれの児童の対応方法については現運営者からの引継ぎをお願いします。
16	【様式6-3 個人情報保護のための体制・考え方について】 現在、個人情報保護に関連する規程等は整備されていますか？規定等があれば、内容を教えてください。	個人情報の保護に関しては、かつては市の規程がりましたが、令和5年度より「個人情報の保護に関する法律」に従っており、運営事業者にもそれに準じていただいております。
17	職員の資格について 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」、また「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定められた、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者とは、免許状更新講習の受講・修了が必須でしょうか？	「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」（令和4年法律第40号）の施行によって、免許状の更新に関しては令和4年度より取り扱いが変更となっています。現在の規定に従い有効な免許状を有する者としてください。

避難場所一覧

(1) 放課後児童クラブ

学級名	避難場所
さくら学級	中村小学校 校庭
つばめ学級	中村南小学校 校庭
なかよし学級	安並運動公園 運動広場
とんぼ学級	自由ヶ丘公園
どんぐり学級	東中筋小学校 校庭

(2) 放課後子ども教室

教室名	避難場所
アカメ子ども教室	四万十大橋右岸
たけのこ子ども教室	竹島小学校 校庭
貝ヶ森子ども教室	中筋小学校 校庭
わかたけ子ども教室	利岡小学校 校庭
ひまわり子ども教室	蕨岡小学校 校庭
やまっこ子ども教室	大用小学校 校庭
はまっこ子ども教室	旧下田中学校・いやしの里

(3) 児童館

施設名	避難場所
四万十市立児童館	しまんとぴあ

※児童クラブ及び児童館の避難場所は、それぞれが定めるマニュアル等に記載された場所を記載しています。子ども教室の避難場所については、各小学校の危機管理マニュアルに準じています。

※掲載している避難場所は、基本的に想定している場所であり、地震・火災・洪水・不審者等の災害の状況により変更となる事があります。